

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5516

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 17 日	支出額	4,220 円
項目	事務所費	充当額	3,798 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所来客用駐車場賃借料（11 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-10-17		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
NO41	*4,000	
	残高	
送金料金 *220円		
振込予定日 07-10-17		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

整理番号 122-2

駐車場 賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と借主 武内政文 (以下「乙」という。)は、下記(1)に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2
の表示	名 称	町田駐車場
	指定場所	[REDACTED]

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ フリード	登録番号	[REDACTED]
---------	----------	------	--

(3) 契約期間

契約期間	2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料(駐車場使用料)	月額 4,000円(消費税含)

支払期限: ① 毎月末日までに翌月分を支払う。 2. 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支払方法	1. 口座振替	[REDACTED]
	② 振込	※振込手数料は、借主負担とする。
	3. 持参	持参先:

(5) 貸主及び管理者

貸 主	氏名	[REDACTED]
	住所	〒 [REDACTED]

管理者	商号又は名称	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	所在地	〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15	電話	049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名	[REDACTED]
	住所	〒 [REDACTED]

整理番号 102-3

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年3月()日

甲(貸主)	氏名	代理人	電話
	住所		
乙(借主)	氏名 (商号及び代表者)	武内 政文	電話
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地	
緊急連絡先	氏名	武内 政文	電話
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地	

宅地建物 取引業者	商号(名称)	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話	049-292-3400
	免許証番号	埼玉県知事(第)23444号		
宅地建物 取引士	氏名		登録番号	
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5517

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 17 日	支出額	210,000 円
項目	事務所費	充当額	189,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（11 月分、12 月分、 1 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

5517

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
58503	07-10-17	14:47
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥210,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証
円 千 百		円

お振込明細またはご案内

お受取人

アツカカ
チチフ
当座 0004701
リョウカミコウキョウ(カ様
登録番号 0001
アリミクソウ セイムカット ウラ ムリヨ様

ご依頼人

電話番号
取扱番号 400033

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 -->

賃貸借契約書

第1条 阿左美健司（以下「甲」という。）は、両神興業株式会社（以下「乙」という。）が所有する次の建物を借用する。

所在地	埼玉県秩父市野坂町 1-3-1
建物名称	野坂ビル
契約部分	3階部分

第2条（使用の目的）

甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条（借用期間）

貸借の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期限の3カ月前までに甲乙双方より特段の意思表示がないときは、自動的に同一条件で2年間契約が更新されるものとする。

第4条（賃料）

甲は乙に対し、賃借料として月額70,000円を乙の指定する方法により支払うものとする。

第5条（使用形態）

甲の責めにより本物件について棄損又は汚損した場合には、甲は原状回復のための費用を負担し修繕しなければならない。

第6条（協議事項）

この契約に定めのない事項が生じた場合には、甲乙双方の協議の上、誠意をもって処理するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、各捺印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年4月1日

借主（甲）

住所 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 6180 番地

氏名 阿左美 健司

貸主（乙）

住所 埼玉県秩父市下宮地町 18 番 1 号

氏名 両神興業株式会社
代表取締役社長 西村 耕一

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5518

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 17 日	支出額	225,000 円
項目	事務所費	充当額	157,500 円
細目	事務所費	按分率	7/10
摘要	1 0 月、 1 1 月、 1 2 月分家賃		
備考			

支払証明書あり

理由 銀行口座より振り込みの為



普通預金(兼お借入明細)

*差引残高欄に(-)印があるものは貸越残高です。

日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[Redacted]				
D 7-10-17	ATM振込	225,000		
[Redacted]				

1. 両替類をご入金の場合は両替欄に記号(他券、振込)と日付を印字します。
払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
2. 振込額に「*AD*」、「*CD*」等の「*」のついた取引については再記憶いたします。

建物賃借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃貸借契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件) 甲は乙に次の物件(以下「本物件」という)を賃貸借する

建物の表示; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央2-9-14

構 造 木造平屋建て

床面積 18㎡

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人(甲)

[REDACTED]



賃借人(乙) 久喜市栗橋東2-5-8

梅沢佳一



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5556

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 20 日	支出額	193,600 円
項目	事務所費	充当額	174,240 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場代		
備考	11 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5556

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*** ****
取扱店	お取引日	時刻
48307	07-10-20	10:12
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥193,600	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		↓ ① 認証 (硬 貨) 円
万円 千円 千円		

お振込明細またはご案内

お受取人
埼玉りそな銀行
狭山支店
普通 3518568
サヤマフトウサン(カ様)

ご依頼人
ヒカッシャマトオルセイムカットウシムシヨ様

電話番号
取扱番号 200007

印紙税申付につき

税務署

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7		
	種 類	事務所		
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建		
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)		
	使用目的	事務所		
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社		貸 主 (住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税80,000円)
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税)	敷 金	金150,000円
	更新料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金	
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)	償 還 期	
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内		
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)		
	その他使用料	無		
	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで	5年間	
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する		
(C) 保証	貸料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座> 金 融 機 関 口 座 種 類 名 義 人		
	支 払 期 限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする		
	連 帯 保 証 人	家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人 極度額	家賃債務保証会社 社名		
	特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。			

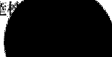
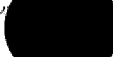
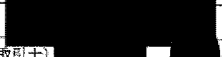
特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記(A)の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない。
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等(以下「残置物」という)についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北 野 敦 也	 東 山 徹
	連帯保証人・丙
印	 

媒介業者		
[取引態様]「貸借」/媒介・代理・	[取引態様]「貸借」/媒介・代理・	[取引態様]「貸借」/媒介・代理・
[免許証番号] 埼玉県知事(12)第8534号	[免許証番号] 埼玉県知事(6)第19372号	[免許証番号]
[免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日	[免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日	[免許年月日]
[主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園2-13	[主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡1-4-32	[主たる事務所]
[商号又は名称] 狭山不動産株式会社	[商号又は名称] 株式会社ハウスネット	[商号又は名称]
[代表者の氏名] 代表取締役 	[代表者の氏名] 代表取締役 	[代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] 	[登録番号] 	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士) 	(宅地建物取引士) 	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園2-13 狭山不動産株式会社 電話 04(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

〔普通〕 建物賃貸借契約約款（事業用）

第1条 (契約期間)

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条 (使用目的)

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条 (資料および其経費等の支払い)

- 乙) 是、(四)の資料を共済費、紅利率等算入するの資料金（以下、「資料金」といふ。）を（四）に配賦された事項が示される支払方法（別途配賦された債務保証料及び、支払利益等調整による支払方法が定められている場合には、その方法）にて、支払期日までに支払います。
- ユ 7月以降の資料金の支払については、（四）に配賦された資料計算により算出された資料利益による資料金の支払については、月額資料費×入居日数÷（四）に配賦された日割計算の日数＝資料金額により算出します。
- 資料金の支払時期は、必ずしも所定配賦および繰上げの配賦とは、この負担とします。

第4条 (礼金・権利金)

乙は、本契約の締結時までに (B) の礼金または権利金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めることはできないものとします。

第5条 (敷金・保証金)

1. 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに「甲」の敷金または保証金（以下、「敷金等」といいます。）を甲に交付します。ただし、敷金等には利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金の不足分を甲に差し入れなければならないものとします。

2. 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、最悪等その他の債務の弁済に充てることができる。この場合、乙に甲より先着の通知受付後またはから5年以内の最悪等の不足額に甲に交付しなくてはならないものとする。なお、乙は、本契約を履行すべき債権、甲を被告として訴訟を提起し、其差額その他の債務と相殺または充てたことを主張し、これを立証したとしても、乙は、甲に損害賠償請求をすることができない。
3. 甲は、本契約の円滑な遂行の確保、及び乙が納入した金銭等から未払いの買掛等その他の本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を弁済し、その残高を乙等に乙に返還するものとする。但し、前項の乙の他の債権者から買付費用に相当する協賛が得ていない等、乙が負担すべき債務の額が極めて大きい場合には、前項後段に、前項後段に返還する。なお、この場合、乙は、前項の買付費用を乙に請求することができない。
4. 乙は、差し入れた金銭等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとする。

第6条 (駐車場等)

1. は、壁面下の露出部（パイプ束線および自動巻取線を含みます。）以下階下にて、使用する設備、(B)の資料を支払い、年の決定する位置に、甲の手許で管束のつめを断ずる事。
2. は、契約期間内に工事の要を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得なければなりません。
かかる事由による乙は損害を受けるもの、一切その責めを負いません。
3. は、故障または過失による本物の設置または他に註面中の修理に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有する者に賠償するものとします。
この、「賠償責任事項特別規定」を必要とする場合、甲に先行を依頼するものとし、乙にも、これらに同意するものとします。
ただし、延滞に伴い事務手数料および別途費用等完済は、乙が費用負担するものとします。
4. 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続を履行するものとします。
5. 甲および乙は、別添駐車場規約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条 (損害保険等の加入義務)

1. 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に當て、自己の負担にて借家人賠償責任保険および甲が指定する保障を備えた保険に加入します。
2. 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第6条 (付帯設備)

1. 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
2. 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、または取用に伴う性能低下・キズ、汚れ等があることを予め承知します。

第9条 (7.の検査注意義務)

1. 乙は、善なる管理者の注意義務（以下、「善注意義務」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
2. 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを守ります。
3. 乙（来店者・来訪者等の関係者を含む）が故意・過失または善注意義務に違反して、甲または第三者に損害をあたえたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条（届出または通知事項）

- 乙は、本物件の引渡し後 1 月 4 日以内に、入居時における本物件内の敷物または設置に存する汚損、破損等を含め、前掲指定の方法にて報告することとします。
- 乙は、退去時において本物件内にある汚損、破損等のうち、前項の規定に示されていなかったものを発見し、その発生原因が不明なものである場合には、直ちにその旨を通知する必要があります。なお、前条第 1 号に掲げられた事項を行なったにもかかわらず発生したと思われる汚損、破損等は、いずれも乙の入居後に発生したものとして推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するとときは、直ちにその旨を甲に届出たは通知し
- (1) 本物件の 1 年以上の長居において使用しないとき
(2) 乙の死、生活交代、代客等、事業目的、主要な事業の変更事項または、表面【印刷部】に掲載した連絡先に変更が生じたとき
(3) 乙の住所が前掲の定めにより変更されたとき
併せて、当該住所が賃貸借條約に記載されている住所（第 1 号第 3 号の定め）にないことをいふます

- (4) 巡警保証人（以下、「西」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- (5) 乙または丙については、死に、後見開始・保生開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- (6) 本物件の建築物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおおれが生じ修繕・修繕を要するとき

第1.1条 (禁止事項)

これは、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- ① 甲の書面による承諾を要することなく、(A)に記載された事業目的・用途を変更すること
- ② 甲の持病などにより習慣性の腹痛、嘔吐または使用便等をするとき
- ③ 本物件および附帯設備に基く一切の権利行使について、担保に供すること
- ④ 本物件は第三者に譲渡されるときは、本物件の書面を居住者または管理（住戸）とする
- ⑤ 本物件の用途を本物件以外の用途に転用すること
- ⑥ 甲の持病などにより、本物件の増築、修繕、修繕若しくは他の建築物の取付、改造、工作を伴う修繕等若しくはその他の現状の変更をすること
- ⑦ 本物件内に火災、洪水、爆発、落物、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- ⑧ 本物件に火災、洪水、爆発等の危険（危険等であって明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある物品を除くこと。）を発生させること
- ⑨ 近隣若しくは公法外若しくは反社会的な活動・悪行活動もしくは反社会的な活動等の特種許諾を行い、またはそれと関係すること
- ⑩ 飲酒、月曜朝までには禁煙性、禁火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- ⑪ 貴族酒類、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第109号）第2条第1項第2号に規定する危険ドラッグ）の製造、貯蔵等の作用を人の身体に及ぼすおそれのある薬品（危険ドラッグ）の製造、貯蔵、取用すること
- ⑫ 危険行為、騒音、臭気等の発生その他近隣の迷惑その他共同生活を乱し行為や衛生上有害となる行為等を行うこと
- ⑬ 本物件を、自らまたは団、暴力団員、暴力団員若しくはこれらから5年を経過しない者、暴力団関係企業、団体、組織もしくはこれらに準ずる者またはその親戚等（親戚等）とともに所有・管理して「反社会的勢力」といいます。）の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは反社会的勢力の活動拠点として使用すること
- ⑭ 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを通知させる名称、看板等を掲示すること
- ⑮ 本物件に反社会的勢力を募集すること、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
- ⑯ 本物件および本物件の近隣において、喧嘩、喧嘩等の行為をなす者、近隣者および他の入居者・管理等に不安心、不快感や迷惑を及ぼすこと
- ⑰ 別添である「住戸平等が不平等」を、本人に違反すること

第12条（修繕義務と費用負担義務）

1. 甲は、第2項規定によるものを除き、本物件の使用及び取組をするために必要となる修繕・修繕費用のうちをします。ただし、その故・過失・損害・損害賠償責任等、その他相当の使用行為を越えるような使用による損耗等、乙の責により必要となった修繕・修繕については、乙の費用負担とします。
2. 乙は、前項の規定にかかわらず、入居開始にあたっての自然損耗、経年劣化または通常使用による損耗を免れ、乙の費用負担としないものとする。ただし、前項の修繕のうち、乙の費用負担として修繕を行うものとし、甲は、乙の請求に定まる修繕については、乙の費用負担を免除されます。
- (1) 物件の建築費、ブランド、ガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品
- (2) 電気、ガス、水道、暖房等の消耗品の交換
- (3) 本物件内乙の所有する設備、設備に対する修繕
4. パネル・フローリング・流し台等の排水の漏水の水垢・カビ等の清掃・手入れを怠った結果生じた汚損の除去、補修、防水・防蟻液（パッキン）の交換
- (5) 火災等の被害発生による建物の交換および修繕費用
- (6) その他、本物件設備等の軽微な損傷
3. 甲は、第1項の責により行う修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について同意し、慰労する義務を負い、乙はこれを拒否することはありません。この場合、乙が自然損耗の義務を拒否したことにより、乙は乙の費用負担とします。
4. 乙は、本物件が修繕を要することは、遅くとも甲に通知することともに、甲の提示に準拠しなければなりません。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物またはその設備等に損害を及ぼしたことは、乙はその損害の全額を賠償しなければならないものとします。
5. 乙が物件の通知を行った場合、損害賠償を請求しても乙が修繕を行わない場合、乙は、修繕費用、賠償の必要および賠償見込額を害者に限り甲に通知し、甲から承諾を得た場合は、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な損害がある場合は、乙の承諾を要しないものとします。
6. 物件の修繕に要した費用は、甲の管理費用、汚染処理費用の支出、引当金等の費用に充てられ、乙は負担するものではありません。

第13条 (造作等)

1. 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、平ら甲の書面による承諾を要するものとします。
- (1) 本物件に造作等を設置するとき
- (2) 電気、ガス、給排水等の設備の許容容量を超え及び圧下施設、機械器具等を新設付加または変更するとき
2. 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことは可能であるとします。

第14条 (賃料等の改定)

1. 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができ
ます。
2. 甲または乙は、租税公課、賠償金の変動等により、(3)の賃料等が不当になった
場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求す
ることができます。

第15条 (一部減価償却による資料の減額等)

1. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰するところがあるに非ずしやあるものとするときは、賃料は、その使用に支障のある部分に相当する額に必要に減額されるものとし、この場合において、甲が乙に、この減額の請求を怠ることを怠るものとする。2. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、甲がその部分の全部が破壊されたことを原因とする損害を賠償することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとする。

天災、地変、その他甲の責めに歸すべきことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が収用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。甲は乙の責めに歸すべきことではないことを、甲は乙の責めに歸すべきものとし、

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は、(B)の更新料、更新事務手数料を支払い、貸渡期間満了日の翌日から間一条件で更新し以後も同様とす。

2. 本契約が更新（前項の更新および借越債権法の法定更新を含む。）された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(B)の更新料を支払います。

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができるものとします。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるときは、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。

- 第19条 (解約の申入れ)

- [illegible]

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡し

2. 乙が本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
- (1) 乙は本物件内に入居したすべての物品等の取交、搬送し動作、設備等の修繕
- (2) 乙が本物件を要するに因るおよび本物件に生じさせたすべての汚損、または損傷箇所
の修繕
- (3) 本物件内または其附属部分の清掃およびゴミ・汚物の処理
- (4) 乙が使用した上記記載全額の雑費の精算
- (5) 「規約」上に記載された禁煙の徹底
- (6) その他明示に必要となるべき事項
- この改定書に添付された「借主責任事項表」に基づき、本物件もしくは付帯設備に損害
を与えた場合、甲に対して、その修理費を賠償するものとします。なお、善悪生活態度違反
による損害には、通常の使用方法を越える使用による汚損・毀損・破損を含むものとす
ます。
4. 本条、本物件の明渡しに於いて、原則として、自然減耗・経年変化・通常の使用方法に
よる損耗について、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別添付設
定の定めがある場合には、その規定によるものとします。
5. 本条を例へずして、本物件に発生した物品がある場合、甲は、乙がその所有権
を放棄した後もその責任を負うものとします。これは、乙がその責任を負うことができます。この場合、乙
は、費用を負担することになります。処分に伴い費用を負担します。
6. 乙は、この条項および前条等に関する場合、甲に対して、明示し移転料、立退料、返却保証
金その他の金目の交付にかかわらず、本契約に基づく以下の請求を行う権利を有するとす
ものとします。甲は、乙が本物件を占有し、使用し、管理し、処分する行為を行い、明確な
理由なく本物件の占有を停止する場合は、乙が支払った費用または価値の増加額の支払い
を支拂いを受ける権利を有することです。
7. 本契約の終了後においても、乙が前条に本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約
終了の日翌日より甲に対して、本物件の占有を停止する旨の催告に相当する損害金、およびこれ
に対する遅延利息の支払いを請求するものとします。

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、潮水、ガス漏れ、被爆等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

[illegible]

第 9 条 本契約の目的は、前条に定める事項を達成することである。

第 10 条 乙は、次の各号のうちいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の同意に応じず合意締結する権限および、本物件の明渡しに關する一時的権限を甲に委任する。

(1) 乙が前項の支払を 3 ヶ月以上滞り続け、またはその延滞を繰り返すとき、甲が相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず履行しないとき

(2) 乙が他の居屋をせずに所在不明となり、6 ヶ月以上経過したとき

(3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき

第 11 条 本契約が存続する限り、前項の委任を解除することができませぬ。

第2条第7項に基づき、【添付】に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を定めるものとする。

1. 乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料等）の支払いを遅延した場合、甲に対し、年1.4％の割合による遅延損害金を支払うものとする。ただし、当該債務の全部が支払済の場合は当該契約から遅延損害金の支払いがある場合は、その定めによるものとする。

2. 乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料等）の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者に金銭的、肉体的、精神的苦痛を被らせ、又は将来にわたる害に被らせ、又は1回につき手数料として金貨、ひらひら（別当消費税率）を甲に支払うものとする。

1. おおよび乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し承諾するものとする。

- (1) 自らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属しないこと
- (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自らの名義を利用せず、本契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為を行わないことを旨とする。

ロ 相手方に対する差別的な取扱い、不当な取引条件を押し付けること

ハ 相手方と競争する行為、相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、
これを濫用してはならないものとします。

- (2) 本人が生前に他人の借金の返済に関する法律行為および他の財産を譲与し、他人の債権の主張を拒否し、または行うものとするとき。
- (3) 甲および乙は、前項に定めることにより将来に本人の遺産を得ることに合意し、利用目的のために必要と認められる範囲で、そのうち一人は、この契約を第三者に提供することを禁ずるものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
- (4) ① 社会に基づき、
- (イ) 本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、
- (ロ) 本人の生活の維持に必要な資金の支出のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき、
- (ハ) 本人の利益を害するときは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定めに基づいて行うこととして当該行為を行う場合であって、本人の同意を得ることとなるとき、

【概説】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等について法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に改めるものとします。

要約すれば、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続をしようとするときは本条の定めるところを第一の準拠的合意と認ずるものとす。

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙と
との紛争を悉く仲裁をもって最終的に解決します。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狹山市富士見1丁目14番11号
車種及びナンバー及び色	名称（北野第2ビル駐車場）内 XXXXXXXXXX
賃料総額	毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 — 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 — 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和 6年 4月 1日より令和 11年 2月 末日迄
向う 5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文) に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。
①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。
③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。
④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。
⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通知し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号
貸 主 (甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
借 主 (乙)	
住 所	
フリガナ	
氏 名	東山 徹
自宅 TEL	()
勤務先 TEL	()

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 13 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5557

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 20 日	支出額	121,000 円
項目	事務所費	充当額	108,900 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	11 月分事務所賃借料		
備考			

支払証明書あり

理由

更新

賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ~ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様



有限会社アーヴァンクリエイト
埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号
Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本日下記のとおり契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 88.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃貸部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

令和 5 年 11 月 3 日

貸主

氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエイト

〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5-32

フジタ川口マンション103号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事(3)第22120号